



## 精神障害者保健福祉手帳

精神の疾患により一定の障害があることを証明するものです。この手帳をもっていることにより、さまざまな支援を受けることができます。精神障害をもつ方が自立した生活と社会参加を行い、生活をより豊かにしていくことを目的に交付されています。



## 対象は

精神障害のため日常生活やハンディキャップを持つ方が申請することにより交付されます。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。



## 等級について

程度により、1級～3級まで等級があります。

**1級** 一人では日常生活(家の中での生活)を送ることが難しい方。例えば入院中の方。通院中の方であれば、誰かの援助なしに日常生活を送ることが難しい方。

**2級** デイケアや作業所など通っていて、ときどき他人の助言や援助が必要な人。必ずしも他人の助けを借りる必要はないが日常生活は著しい制限を受けるため困難な程度の方。

**3級** ほぼ問題なく日常生活や社会生活(仕事をしたり、学校に行ったり、近所の人と普通に付き合えること)を送ることができるが、時々不安定になったりする方。日常生活もしくは社会生活に制限を受ける程度の方。



## どんなことに使えるの？

### ・税金の減額や免除

所得税、住民税、相続税、贈与税など。（自動車税は1級で自立支援医療を受けている方）詳細は市区町村の窓口や税務署など各窓口にご確認ください。

### ・交通費の無料化や割引

一部電車の定期券の発行やバスやタクシーなどの割引ができます。

### ・周辺施設の無料利用

都道府県立の施設（公園や博物館、運動場やスポーツセンター、美術館など）で、本人と付き添い人の無料や割引ができます。

### ・携帯電話の割引

基本使用料、通話料の割引ができます。

### ・NHK 放送受信料の減免

全額免除・・・手帳お持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合

半額免除・・・1級の手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合

### ・その他のサービス

生活福祉資金の貸付、障害者雇用制度の利用など。



お住まいの市区町村により利用できるサービスは異なります。各窓口で確認をお願いします。



## 申請・更新について

市区町村窓口へ以下の書類の提出が必要になるため、窓口より取り寄せましょう。

### 1. 申請書

(市区町村窓口にあります)

マイナンバーの記載が必要です。  
マイナンバーの確認書類も必要になります。



### 2. 診断書

(市区町村窓口または精神保健福祉センターに指定の用紙があります)

初診日から6ヶ月を経過している必要があります

精神障害のため、障害年金や特別障害給付金を受給されている方は、診断書の代わりに年金証書などの写しで申請できます。



### 3. 本人の写真 (4×3cm)

手帳に載る顔写真となります。



### 4. 更新、等級変更の場合は現在お持ちの手帳の写し

5. 手帳の引渡し予定日を知りたい方は住所・氏名を記載した未使用のはがき

申請に基づき審査を行い、等級が決定されます。  
原則、申請した市区町村の窓口でのお渡しとなります。  
申請から2ヶ月程度で交付されます。



## 有効期間について

原則、申請書を提出した日から2年間有効となります。



更新は手帳の有効期限の3ヶ月前から申請できますので、期限が切れる前に早めに手続きをしましょう。